

介護のための主な制度

介護のための
休暇を取りたい！



介護休業

- ・合計6ヶ月まで取得可能(3回まで分割可)
- ・1日または15分(1日につき3時間45分の範囲内)単位

介護部分休業

- ・連続3年の期間内で、1日2時間の範囲内で取得可能
- ・15分単位

短期介護休暇

- ・日または時間単位の取得が可能
- ・1年に5日(要介護者が2人以上で10日)



介護のために
勤務時間を
変更したい...

遅出勤務

1日の勤務時間数を保ったまま遅出可
(8:45~17:30または9:00~17:45)

深夜勤務・時間外勤務
を避けたい！

深夜勤務の制限

午後10時から翌日5時まで勤務しないことが可能



時間外勤務の制限

時間外勤務を、1月に24時間、1年に150時間までに制限が可能

時間外勤務の免除

時間外勤務をしないことが可能

※請求や申告が必要。業務の運営に支障がある場合、承認されないこともあります。

詳しくはワークライフバランスハンドブックをご確認ください。